電話で解決

「 電話相談センター 」へつながります。

国税相談専用ダイヤル へ電話する

0570 - 00 - 5901
（コクゼイ）

受付時間　平日8：30～17：00 (土日祝日及び12月29日～１月３日を除く。)

音声案内に沿って、次の「１」～「６」を選択します。

「１」　所得税
「２」　源泉徴収、年末調整、支払調書
「３」　譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価
「４」　法人税
「５」　消費税、印紙税
「６」　その他

・ 国税に関するご相談については、各国税局に設置する「電話相談センター」において、国税局の職員等がお答えしています。
・ 相談内容によっては、所轄の税務署へのご相談をお願いする場合があります。
・ 業務センターや税務署から送付した文書に関するお問い合わせは、文書に記載されている連絡先へお問い合わせください。
・ 上記ナビダイヤルをご利用になれない方は、**所轄の税務署に電話して音声案内「１」を選択した後、上記の「１」～「６」を選択してください。**
・ ご相談時には、国税庁ホームページ等をご案内することがありますので、スマートフォン・パソコン・タブレット等をお持ちの方は、お手元にご用意ください。

※　確定申告期には、最初に「０」（確定申告に関する問合せ）を選択する音声案内が流れます。

国税庁ホームページ や 電話で解決できないとき

具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など、チャットボットやタックスアンサー、電話相談センターによる解決が困難な相談や、期限内に納税が困難な場合の相談については、所轄の税務署において面接相談を受け付けています。

面接相談は、面接時間を十分に確保するほか、ご持参いただく書類等をお伝えする必要があることから、電話等で事前に相談日時等をご予約いただいています。

※　申告書等の提出や納税証明書の交付請求、納付に関する手続については、事前予約は不要です。

国税庁ホームページ や
電話で解決できない場合は
こちらから

所轄の税務署へ電話して音声案内「２」を選択してください（「税務署」につながります。）。
（確定申告期の予約については、国税庁ホームページ「確定申告特集」をご確認ください。）

（裏面）